

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	山南町坂尻	令和 5 年 2 月	令和 5 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.5 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.5 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.6 ha
(備考)・農地中間管理の活用は今後考えたい。 ・当地区は農地の 9 割が畑の特異な地域であり、特産の若松は出荷までに 4 年かかる為、農地集約が難しい。	アンケート回答割合 (②/①) 78.7 %

2. 対象地区の課題

・特産品である若松は機械化が難しく、連作障害で栽培が難しくなってきた。又雇用の確保が難しい。 ・農地、農道の排水路の整備が必要。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・耕作できなくなる農地は、圃場近辺の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者に斡旋し、農地管理を行っていく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	8 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・農会、自治会、中心経営体が一体となり、農地管理を円滑に行うための体制作りを進める。 ・若松種子を外部からの確保に加え、地区内による確保を検討していき、産地として安定栽培を継続させる。
